○国土交通省告示第千八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

敢田谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

高知県長岡郡大豊町津家

字ミヤ　一二六〇番二

一二六〇番ハ

字スゞミドヲ　一二六七番三

字チゝナロ　一二七六番ニ

一二七八番ロ

一二七九番ハ

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡大豊町津家

字スゞミドヲ　一二六五番一　一号及び二号

一二六七番イの二　三号及び四号

一二六七番イの一　五号

一二六一番　六号及び七号

字ミヤ

一二六三番　八号及び九号

四七五番　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

実崎谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　高知県四万十市間崎字イハガタニヤマ一七一二番一四内三等三角点間崎を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号から四十一号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七度三二分一六秒

一四一〇・六七一メートルの地点　一号

標柱一号から二度四五分六秒

一七・一〇四メートルの地点　二号

標柱二号から一七七度四分二秒

九・八六五メートルの地点　三号

標柱三号から一八四度五〇分七秒

二九・七七四メートルの地点　四号

標柱四号から一九二度五一分六秒

二九・一八九メートルの地点　五号

標柱五号から二六一度五六分二七秒

一九・四一一メートルの地点　六号

標柱六号から一七八度五一分三二秒

一五・六七一メートルの地点　七号

標柱七号から一九七度二九分一三秒

一九・七四七メートルの地点　八号

標柱八号から一五九度五七分二七秒

一六・〇二一メートルの地点　九号

標柱九号から一八三度一三分三一秒

一七・九八五メートルの地点　十号

標柱十号から一五四度一八分四五秒

一一・四八五メートルの地点　十一号

標柱十一号から一五八度二五分一四秒

一六・七五六メートルの地点　十二号

標柱十二号から二〇四度二三分四一秒

二一・二二六メートルの地点　十三号

標柱十三号から二三三度四三分二一秒

三一・九五二メートルの地点　十四号

標柱十四号から一九二度五〇分三八秒

一九・五二六メートルの地点　十五号

標柱十五号から二〇一度三四分四六秒

二二・一七六メートルの地点　十六号

標柱十六号から一七三度四六分五三秒

二一・二七二メートルの地点　十七号

標柱十七号から二二一度八分五秒

二〇・八三三メートルの地点　十八号

標柱十八号から一九九度四三分一三秒

三〇・〇六九メートルの地点　十九号

標柱十九号から一七四度〇分三九秒

一七・一〇一メートルの地点　二十号

標柱二十号から一三五度五四分三七秒

一四・九八九メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から一八五度五一分五〇秒

一三・二三六メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から二四六度三一分四五秒

一三・一八〇メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から一七五度四二分一五秒

九・八九二メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から一六七度二一分三四秒

六・〇二一メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から一七六度三九分二三秒

七・五三〇メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から二〇〇度二八分八秒

七・二五六メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から二〇四度四八分五二秒

九・三九二メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から一七三度三二分五秒

八・八〇四メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から一七三度一一分二四秒

一二・五一一メートルの地点　三十号

標柱三十号から二四一度三九分四四秒

五九・八一四メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から一九九度二〇分四六秒

一七・四五九メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から二一七度五七分三二秒

一・四三五メートルの地点　三十三号

標柱三十三号から一六三度五四分一六秒

二・九一七メートルの地点　三十四号

標柱三十四号から一六〇度四三分四二秒

九・四八二メートルの地点　三十五号

標柱三十五号から一七七度一六分三五秒

二八・三四六メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から一四七度四一分五〇秒

一三・五〇九メートルの地点　三十七号

標柱三十七号から八九度八分四〇秒

四・一三一メートルの地点　三十八号

標柱三十八号から二六四度四九分〇秒

三・二三二メートルの地点　三十九号

標柱三十九号から二六六度五六分二五秒

四・二一七メートルの地点　四十号

標柱四十号から九四度五二分五三秒

四・八〇五メートルの地点　四十一号

○国土交通省告示第千八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新庄谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

京都府福知山市夜久野町高内

小字新庄　二〇番

二一番一から二一番四まで

二二番から二四番まで

二四番一

二八番

二八番地先無番地

二九番一及び一二九番二

二九番乙から一二九番戊まで

小字柳谷　二五番二及び二五番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

京都府福知山市夜久野町高内

小字新庄　一二五番一　一号

一二五番二　二号

一二七番一　三号

二一番二　六号

一二七番二　七号

一二七番乙　八号から十号まで

小字麻畑　一三〇番　四号

小字柳谷　二五番三　五号

○国土交通省告示第千八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小ヶ倉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

大分県国東市武蔵町吉広

字大内ケ迫　三一八四番から三一八六番まで

三一九〇番一及び三一九〇番二

三一九二番

字東大内ケ迫　三一九三番二及び三一九三番三

字上高次　三四八七番二

三四八七番五

三四八八番二

三四九八番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域